令和2年

春の全国交通安全運動

運動の目的

新入学児童等に対する交通安全指導の重要性や, 高齢者が関係する交通事故の多発等, 現下の交通事故情勢に対処するため, 県民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより, 交通事故防止の徹底を図る。

期間

4月6日(月)~ 4月15日(水)

スローガン

見てるかな 黄色い帽子と わたしの手

運動の重点

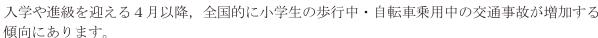
- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 自転車の安全利用の推進



吉田 心花 さんの:最優秀賞(茨城県知事賞) 最優秀賞(茨城県知事賞)

主 唱 茨城県交通対策協議会

●子供を始めとする歩行者の安全確保





また、昨年の県内での交通事故死者数 107 人のうち歩行者の死者数は 31 人で、全体の約 3 割を占めています。 歩行中に亡くなった方のうち、道路横断中の交通事故死者は 20 人で 6 割を超えます。

- ・<u>横断歩道は歩行者優先です。</u>ドライバーの方は、横断歩道を横断しようとする歩行者等がいる時は<u>必ず</u> 一時停止しなければなりません。
- ※これは、法令に基づくドライバーの義務です。違反すると取締りの対象になります。
- ・ドライバーの方は、子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とすなど、 思いやりのある運転を心がけましょう。
- ・歩行者の方は、道路を横断する時は、必ず止まって安全を確認し、無理な横断はやめましょう。

●高齢運転者等の安全運転の励行

- ・普段通り慣れた道路でも、目視により確実に車や歩行者の接近を確認しましょう。また、オートマチック車では、アクセルとブレーキを踏み間違えないように注意しましょう。
- <u>運転者適性診断や運転免許取得者認定教育を受ける</u>などして、身体機能の変化等を確認しておきましょう。
- ・身体機能の変化等により安全な運転に不安を感じたドライバーの方は、 運転免許証の自主返納も含めて、家庭内でよく話し合いましょ**う**。

事故を起こした ら, 危ないよ



今度,運転免許 を返納するよ

XX XX

●自転車の安全利用の推進

自転車は身近な交通手段である一方,自転車側に法令違反がある重大な交通事故も発生しています。 昨年の県内での自転車が関係した交通事故による死者数は17人で全死者数107人の約15%を占めます。

- ・自転車は、道路交通法で<u>自動車と同じ「車両」に分類されます。</u>交通ルールとマナーを守って、安全で快適な自転車利用に努めましょう。
- ・自転車乗用中の傘差し、スマートフォン、イヤホン使用などの「ながら運転」は重大事故につながる大変危険な行為です。絶対に止めましょう。
- ・万が一の事態に備えて,<u>損害賠償に対応できる保険に加入</u>しましょう。



平成25(2013年)、神戸地裁

夜間、坂道を下ってきた<mark>男児小学生の自転車</mark>が、歩行中の 女性(60歳代)と衝突、女性は意識不明となった。

※茨城県交通安全条例改正により、自転車保険への加入が努力義務。(令和元年6月施行)